

あきる野市男女共同参画計画

第5次 あきる野

男女共同参画プラン（案）

令和4年度～令和8年度
（2022年度～2026年度）

令和 年 月
あきる野市

【留意事項】

○はじめて登場した用語で、後ろに「*」があるものは、資料編において用語の解説を掲載しています。

○数値の端数処理は四捨五入しているため、構成比等の合計が 100 にならない場合があります。

は じ め に

(調整中)

目 次

■第1章 計画の基本的事項	7
1 計画改定の趣旨	8
2 計画の目的	8
3 これまでの国や東京都の動向	9
4 SDGsとの関係性	12
5 あきる野市の現状と課題	14
6 計画の性格・位置付け	18
7 計画期間	19
8 計画の基本理念	19
9 施策の方向性	19
10 施策の体系	21
■第2章 計画の内容	23
方向性Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成	24
施策分野1 男女共同参画に関する意識の醸成	24
施策1 男女共同参画に係る意識啓発の推進	24
施策2 多様性や多文化共生への理解の促進	24
施策分野2 男女共同参画に関する教育の推進	25
施策1 学校における人権・男女平等に関する教育の推進	25
施策分野3 連携・協働による男女共同参画の推進	25
施策1 市民との協働による施策の推進	25
方向性Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援	27
施策分野1 配偶者等からの暴力の根絶	27
施策1 配偶者等からの暴力に関する周知啓発	27
施策2 若年層に対する予防啓発の実施	27
施策分野2 配偶者等からの暴力による被害者の支援	28
施策1 配偶者等からの暴力に関する相談体制等の充実	28
施策2 被害者の自立支援の推進	28
施策3 関係機関との連携	28

施策分野3	様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援	29
施策1	虐待等への相談支援及び防止の啓発	29
施策2	ハラスメント防止のための意識啓発	29
方向性Ⅲ	職業生活における女性の活躍及び	
	ワーク・ライフ・バランスの推進	30
施策分野1	職業生活における女性の活躍の推進	30
施策1	男女の雇用機会と待遇の均等確保	30
施策2	女性等の能力発揮と職業能力開発の支援	31
施策分野2	ワーク・ライフ・バランスの推進	31
施策1	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	32
施策2	子育て支援による家庭生活との両立	32
施策3	介護支援による家庭生活との両立	34
方向性Ⅳ	生涯を通じた健康支援	35
施策分野1	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進	35
施策1	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発	35
施策2	妊娠・出産に関する支援	35
施策分野2	性差に応じた健康支援	36
施策1	健康に関する周知啓発	36
施策2	予防や早期発見のための事業の実施	37
方向性Ⅴ	あらゆる分野における男女共同参画の推進	38
施策分野1	あらゆる分野での女性の参画拡大	38
施策1	政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	38
施策2	防災活動における男女共同参画の推進	38
■第3章	計画の推進	39
1	計画の推進体制	40
2	計画の推進方法	40
3	数値目標の設定	42
■資料		45

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の目的
- 3 これまでの国や東京都の動向
- 4 SDGsとの関係性
- 5 あきる野市の現状と課題
- 6 計画の性格・位置付け
- 7 計画期間
- 8 計画の基本理念
- 9 施策の方向性
- 10 施策の体系

1 計画改定の趣旨

市では、男女共同参画理念の一層の浸透を目指し、平成10年（1998年）に「あきる野女性プラン」を策定しました。その後、あきる野市男女共同参画推進市民会議からの「あきる野市男女共同参画計画改定に向けての基本的考え方について」の提言を踏まえ、平成16年（2004年）に第2次となる男女共同参画計画として「あきる野男女共同参画プラン」を策定しました。平成25年（2013年）に「第3次あきる野男女共同参画プラン」を、平成30年（2018年）に「第4次あきる野男女共同参画プラン」（第4次プラン）を、それぞれ策定し、現在に至るまで男女共同参画社会の実現等に向けて計画的に施策を推進してきました。

第4次プランでは、「配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進」「男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進」などの7項目を重点課題とし、情報発信等による男女共同参画の意識啓発、DV対策に関する庁内体制の充実、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進等に取り組んできました。

第4次プランの計画期間において、国は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が女性に及ぼす影響等を踏まえ、「第5次男女共同参画基本計画」を策定したほか、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正によるハラスメント対策の強化などに取り組み、男女共同参画社会の実現等に関する取組は、さらに必要性が高まっています。また、本市においても、外国籍の方の増加などを背景に、多様性や多文化共生に関する理解が求められるようになってきています。

こうした中、令和4年（2022年）3月をもって、第4次プランの計画期間が終了するに当たり、国の動向等を踏まえ、男女共同参画社会の実現等に向けた取組を見直し、さらに推進するため、市では、「第5次あきる野男女共同参画プラン」（第5次プラン）を策定することとしました。

第5次プランは、本市における男女共同参画等に関する各種施策を位置付け、具体的かつ実行性のある推進計画となります。

2 計画の目的

この計画は、全ての人々が、性別や年齢、国籍等にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、家庭、地域、職場等のあらゆる分野に責任を持って参画するとともに、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができる社会の実現を目指して、実効性ある施策の推進を図っていくことを目的とします。

3 これまでの国や東京都の動向

(1) 国の動き

ア 男女共同参画基本計画に関する動き

国は、平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」を施行し、男女共同参画社会の実現を、「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けました。

その翌年である平成 12 年（2000 年）には、「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「男女共同参画基本計画」を策定しました。同計画は、改定が重ねられ、令和 2 年（2020 年）には「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定に至りました。

同計画では、男女共同参画社会の実現に向けた目指すべき社会として、「① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」「② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」「④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」の 4 つが掲げられています。また、「新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応」「デジタル化社会への対応（Society 5.0*）」といった社会情勢等を踏まえ、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」など、11 分野における政策が位置付けられ、男女共同参画社会の形成の促進を図ることとされています。

イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する動き

平成 24 年（2012 年）に発足した第 2 次安倍内閣では、女性の力を「我が国最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置付け、女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築について取り組むこととしました。こうした経過の下で、平成 27 年（2015 年）に制定した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）では、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるとし、豊かで活力ある社会の実現を目的としています。

この法律では、国には、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の策定が義務付けられ、地方公共団体には、女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定の努力義務が定められました。また、国や地方公共団体、一部の民間事業主に対して、女性の職業生活における活躍に関する状況の把握をし、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情を分析した上で、数値目標や取組内容を盛り込んだ「事業主行動計画」

の策定と公表が義務付けられました。

さらに、同法は令和元年（2019年）に改正され、「事業主行動計画」の策定を義務付ける民間事業所の対象拡大等が規定されることとなりました。

ウ 配偶者からの暴力の防止に関する動き

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に、平成13年（2001年）に制定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）は、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童福祉法等とともに、令和元年（2019年）に一部改正されました。

この改正では、児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者からの暴力の被害者の適切な保護が行われるよう、児童相談所を相互に連携・協力すべき関係機関とすることや保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることが明確化されました。

エ ワーク・ライフ・バランスとハラスメント対策に関する動き

国は、国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、平成19年（2007年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

平成28年（2016年）には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を改正し、介護休暇・子の看護休暇の取得単位の柔軟化、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大しました。また、平成29年（2017年）には、育児休業期間の最長2歳までの延長を規定するとともに、令和2年（2020年）には、育児休業等に関するハラスメントについて、労働者が事業主に対して相談を行ったこと等を理由とする事業主による不利益取扱いの禁止を規定しました。さらに、同法は令和3年（2021年）に改正され、男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度の創設や雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化等が規定されることとなりました。

令和2年（2020年）には、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を改正し、職場におけるパワーハラスメント防止対策の実施を雇用主の義務としました。

オ 政治分野における男女共同参画の推進に関する動き

国は、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として、平成30年（2018年）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を制定しました。

令和3年（2021年）の改正において、政党等における積極的な取組の促進、国・地方公共団体の施策の強化等のため、政党等の取組項目の例示として候補者の選定方法の改善やセクハラ・マタハラ等への対策等が明記されるとともに、国・地方公共団体の施策・責務の強化等の内容が盛り込まれました。

（2）東京都の動き

ア 男女平等参画に関する動き

東京都は、全ての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動とともに参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、平成12年（2000年）に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、平成14年（2002年）に「男女平等参画のための東京都行動計画」を策定しました。

その後、2度の計画改定を経て、平成29年（2017年）に「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」を包含した「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定しました。

イ 配偶者からの暴力の防止に関する動き

東京都は、平成18年（2006年）3月に策定後、3度改定を行った「東京都配偶者暴力対策基本計画」に基づき、配偶者暴力の防止と被害者への支援に取り組むとともに、性暴力やストーカーなどの被害者に対する支援に取り組んでいます。

また、東京ウィメンズプラザ及び東京都女性センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置付け、配偶者からの暴力に関する相談、一時保護、自立生活に向けた支援を行っています。

ウ 多様な性の理解推進に関する動き

東京都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、人権尊重の理念の実現に向けて、平成30年（2018年）に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現のための条例」を制定しました。

この条例に基づき、令和元年（2019年）12月に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定し、性自認及び性的指向に関して、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を明らかにしました。

4 SDGs との関係性

(1) SDGs とは

SDGs とは、「Sustainable Development Goals」の略称であり、「持続可能な開発目標」を示します。

SDGs は、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて、国連加盟 193 か国により、国際社会共通の目標として採択されました。17 の大きな目標（ゴール）と、それらを達成するための 169 の具体的な目標（ターゲット）で構成され、令和 12 年（2030 年）までに達成することとされています。

我が国では平成 28 年（2016 年）、政府内に SDGs 推進本部が設置され、同年 12 月には、SDGs の実施指針が決定されており、SDGs の達成に向けた取組が進められています。



出典：国際連合広報センター

(2) 男女共同参画社会の実現等に向けた取組とSDGsとの関係性

SDGsのうち、男女共同参画社会の実現等に向けた取組との関係性が深いものは、次のとおりです。



(3) 第5次プランとSDGsとの関係性

(2) で示すとおり、男女共同参画社会の実現等は、SDGsの推進に寄与するものとなります。特に、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」は、男女共同参画社会の実現に直接的に関わるものであるとともに、SDGsにおける全ての目標とターゲットの進展に極めて重要な貢献をするものであるとされています。

これらのことから、第5次プランの推進は、SDGsの推進につながるものとなります。

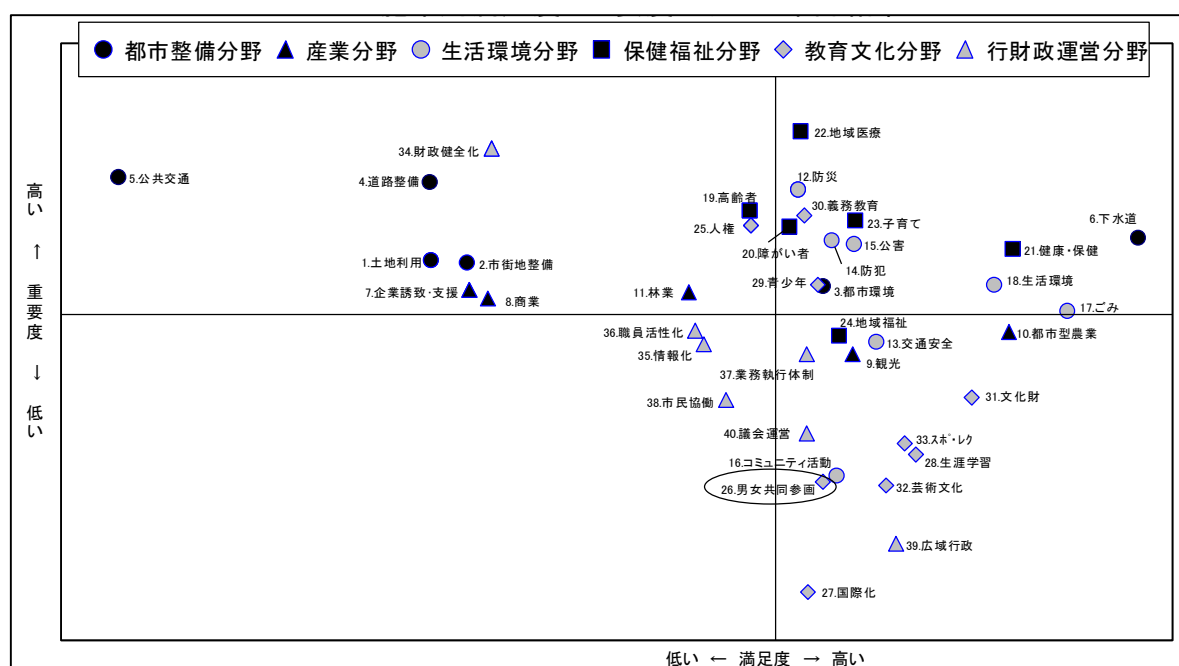
5 あきる野市の現状と課題

(1) 男女共同参画に関する施策の満足度と重要度（出典：市民アンケート）

男女共同参画に係る市の現状について、令和2年度（2020年度）に実施した市民アンケートの施策別満足度と重要度のクロス集計結果によると、満足度はやや高い水準であるものの、重要度はかなり低い水準となりました。

対象とする40施策中、満足度の順位は18位、重要度の順位は37位であり、男女共同参画社会の実現等を進めるに当たり、市民等に、男女共同参画等の重要性をさらに認識していただくためには、さらなる周知啓発が必要です。

40施策別満足度と重要度のクロス集計結果




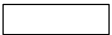


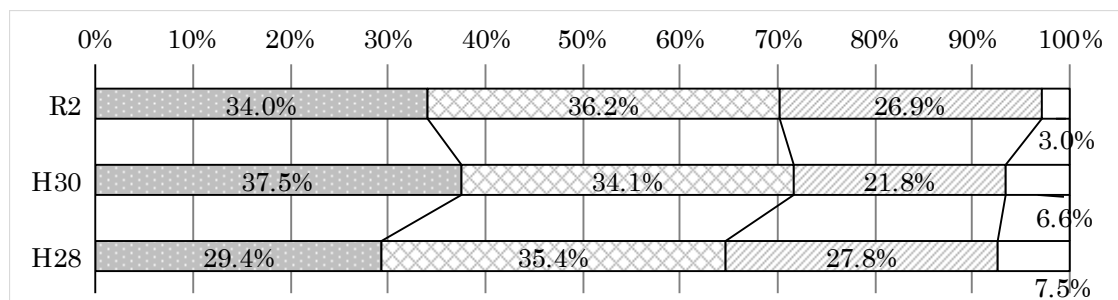
(2) 男女共同参画社会の認知度（出典：市民アンケート）

「男女共同参画社会」という言葉を「知っている」又は「言葉は聞いたことがある」と回答した市民は全体の70.2%であり、平成30年（2018年）から1.4ポイント減少していますが、一定の水準を維持していると考えられます。一方、「各場面において男女平等になっていると感じる市民の割合について」は、政治の場や社会通念・習慣・しきたりにおいて、男女平等と感じる市民は、依然として、15%未満であり、非常に低い水準となっています。



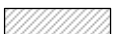

これらの結果から、市民が様々な場面で男女平等と感じられるよう、男女共同参画の施策をさらに推進することが必要です。

男女共同参画社会とはどのようなことか知っている市民の割合の推移

年度	回答 回答者数	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
					
R2	1,009人	34.0%	36.2%	26.9%	3.0%
H30	832人	37.5%	34.1%	21.8%	6.6%
H28	925人	29.4%	35.4%	27.8%	7.5%



男女共同参画社会とはどのようなことか知っている市民の男女別の割合
(令和2年度(2020年度))

性別	回答 回答者数	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
					
全体	1,009人	34.0%	36.2%	26.9%	3.0%
男性	435人	40.7%	34.3%	23.4%	1.6%
女性	531人	28.8%	38.0%	29.4%	3.8%

※性別欄に「回答しない」または回答がなかった方の内訳は、掲載していません。

各場面において男女が平等になっていると感じる市民の割合

(令和2年度(2020年度))

(単位：%)

場面	回答	男性の方が優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	男女平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	わからない	無回答
	家庭生活の場	13.2	33.2	36.1	5.3	1.2	8.4	2.7
職場	14.1	30.9	28.7	5.5	1.2	14.4	5.3	
学校教育の場	3.3	8.7	45.2	1.8	0.3	34.5	6.2	
政治の場	34.8	33.5	10.5	0.7	0.4	16.3	3.9	
法律・制度上	15.6	25.6	28.7	3.3	1.0	21.5	4.4	
社会通念・習慣・しきたり	26.0	44.3	12.1	1.9	0.4	11.3	4.1	
地域の活動の場	10.4	29.8	30.6	2.8	0.5	22.1	3.8	

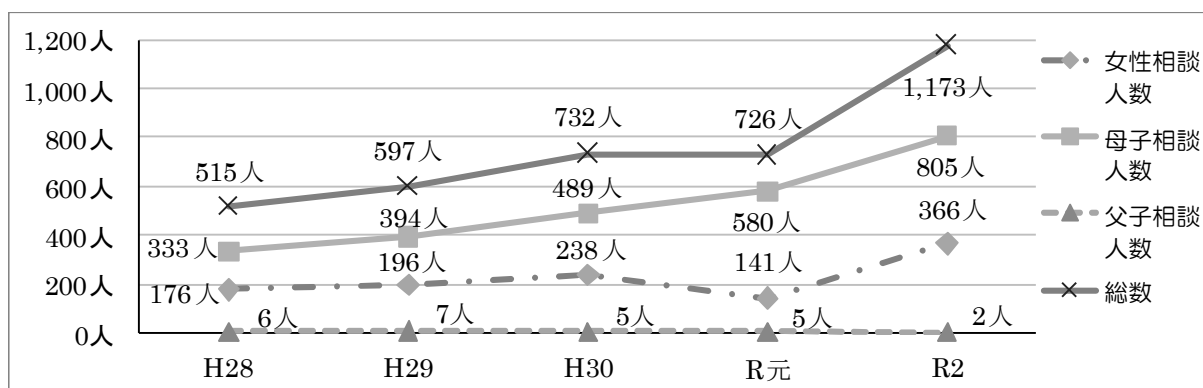
(3) 女性相談、母子相談及び父子相談

令和2年度（2020年度）中に市が受け付けた女性相談、母子相談及び父子相談の人数は、合計で1,173人（延べ1,754件）となっています（配偶者等からの暴力に関する相談を含む）。

相談人数の計は、令和2年度（2020年度）に急激な増加傾向を示しており、平成28年度（2016年度）と比較すると2倍以上に増加しています。

この背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による生活様式の変化等が要因として考えられますが、相談等にしっかりと対応できるよう、相談体制を維持していくことが必要です。

女性相談、母子相談及び父子相談人数の推移 出典：事務報告書

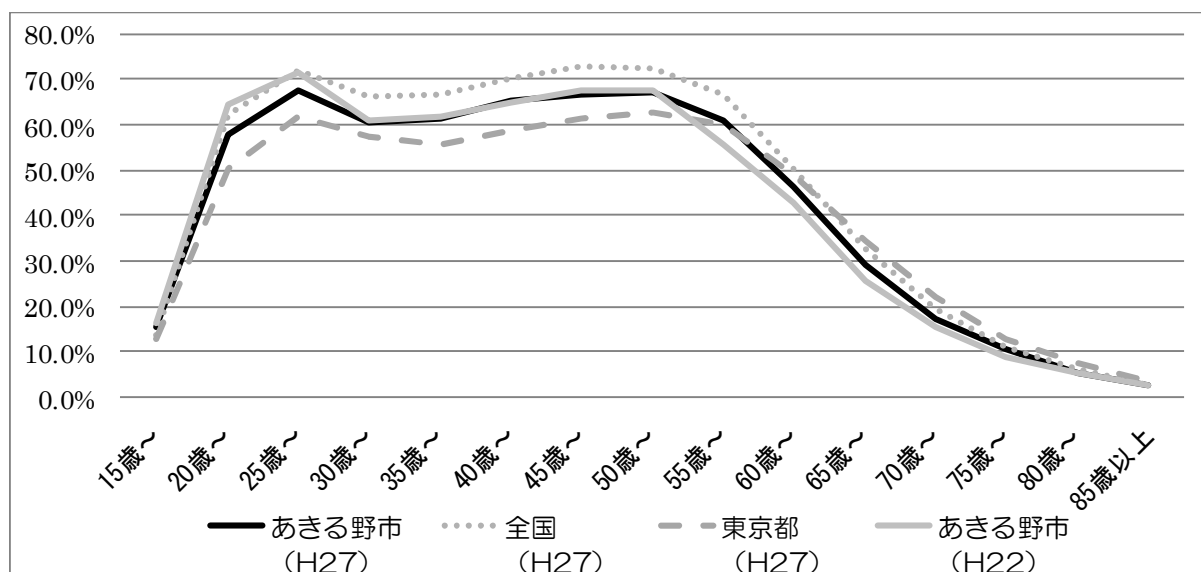


(4) 女性の年齢別労働力率

平成22年度（2010年度）及び平成27年度（2015年度）における本市の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）の推移を見ると、東京都全体と比較して、M字曲線*は緩やかなものとなっていますが、結婚・出産期を境に女性の労働率が低下しています。

このことから、引き続き、就業・復職支援、離職防止の取組が必要です。

女性の年齢別労働力率の推移（国・東京都・あきる野市） 出典：国勢調査

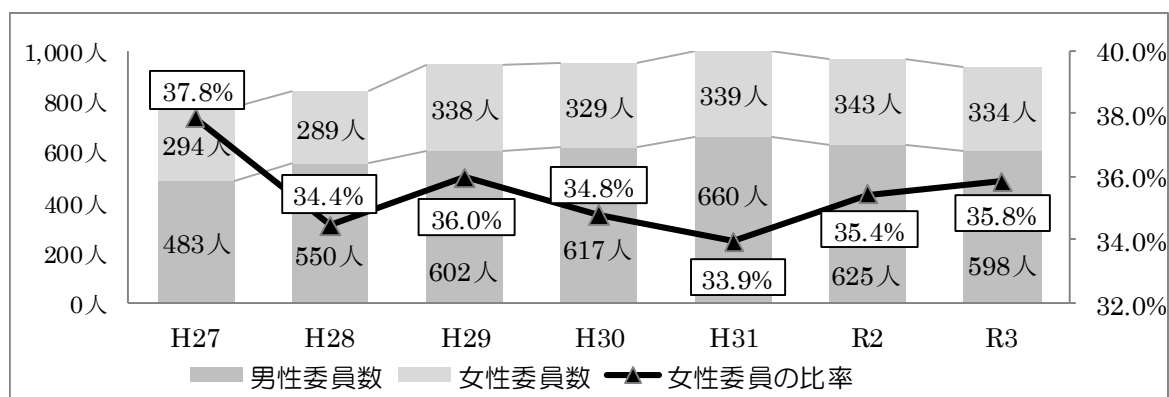


(5) 各種委員会等における女性の参画状況

国は、第5次男女共同参画基本計画において、地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合を、2025年までに40%以上60%以下とすることを目標としています。

令和3年(2021年)4月1日現在、市の各種委員会等全体における女性委員の比率は、35.8%となっています。また、女性委員の参画率が30%に満たない委員会等が依然としてあることから、国の目標値の達成に向け、より一層の女性委員の任用に努める必要があります。

各種委員会等の委員に占める女性委員の割合の推移

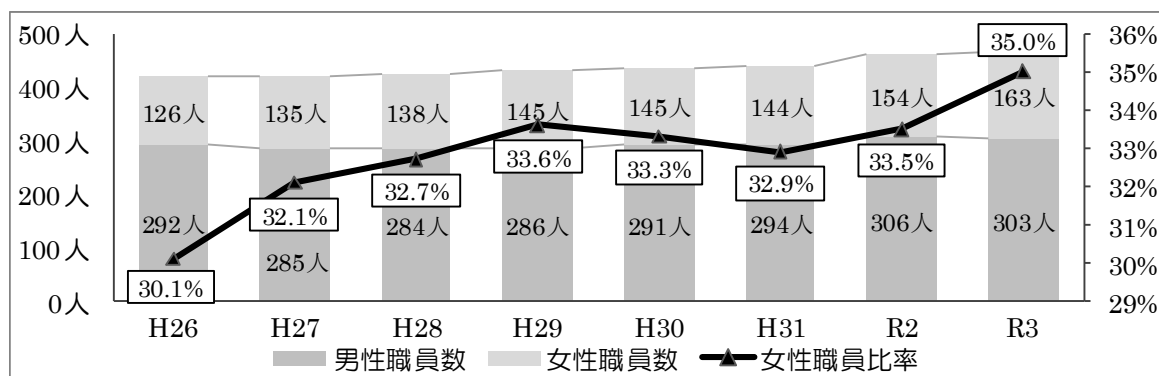


(6) 職員における女性の登用状況

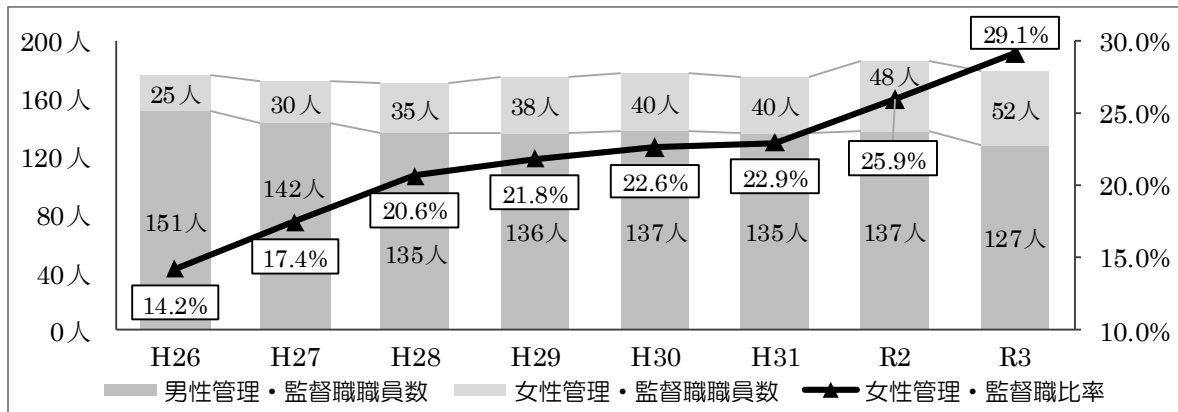
市職員における女性の比率は30%を超えており、増加傾向であるものの、女性受験者数が男性に比べ少ない傾向にあります。このため、市の女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(特定事業主行動計画)では、職員採用試験において、ホームページ等に子育て支援制度を掲載するなど、女性が働きやすい職場であることを周知していくこととしています。

また、管理・監督職における女性の比率は、令和3年(2021年)4月1日時点で29.1%となっており、特定事業主行動計画では、令和7年度(2025年度)末までに管理・監督職における女性の比率を、管理職は25%以上、監督職は35%以上とすることを目標に掲げ、能力向上やリーダーシップ等の手法を身につけるための各種研修への女性職員の参加を促すなどの取組を進めることとしています。

市職員に占める女性職員の割合の推移

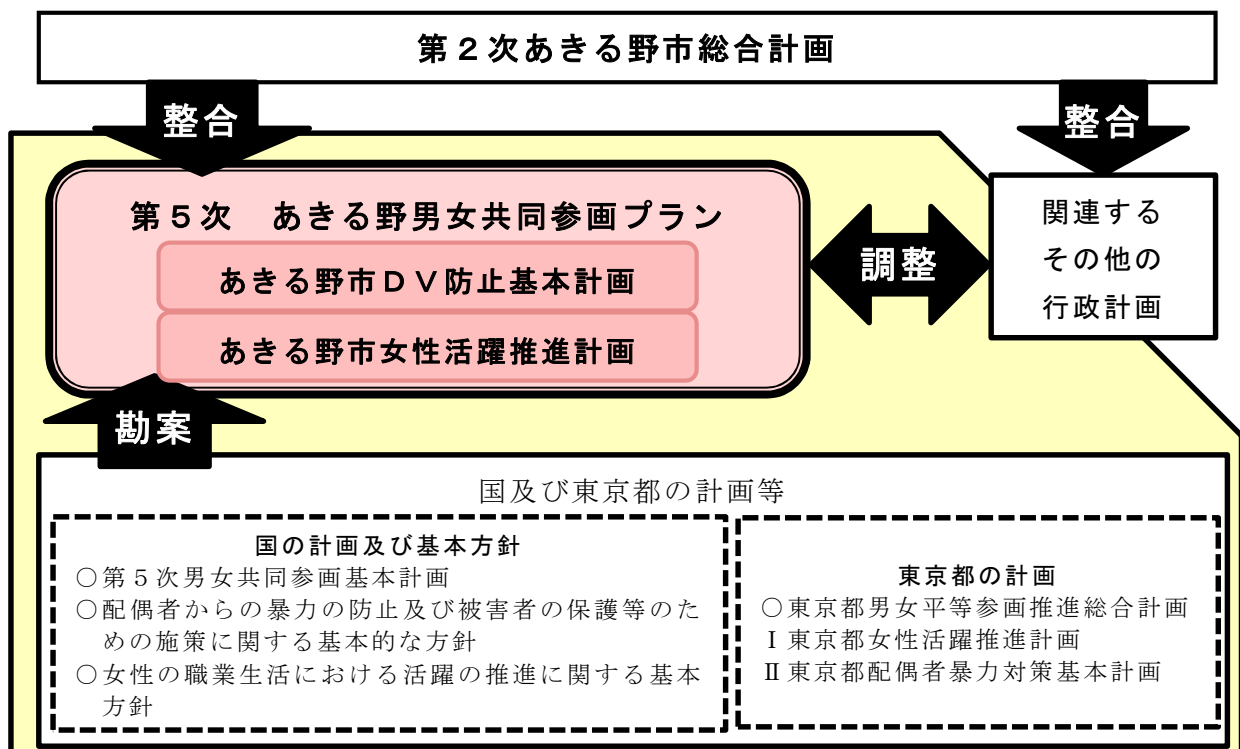


管理・監督職に占める女性職員の割合の推移



6 計画の性格・位置付け

- (1) 本計画は、市の最上位計画である「あきる野市総合計画」の分野別計画として、他の分野別の行政計画と整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策等を示すものとなります。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」に当たります。
- (3) 本計画の方向性Ⅱに位置付けられた施策は、「DV防止法」に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（あきる野市DV防止基本計画）に当たります。
- (4) 本計画の方向性Ⅲに位置付けられた施策は、「女性活躍推進法」に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（あきる野市女性活躍推進計画）に当たります。



7 計画期間

令和4年（2022年）4月から令和9年（2027年）3月までの5年間

※ ただし、社会情勢の変化等に伴い、施策の方向性等を変更する必要がある場合には、計画期間の途中であっても本計画を見直す場合があります。

8 計画の基本理念

市では、第4次プランにおいて、「男女の人権の尊重」「男女の仕事と家庭・地域生活の両立」「政策・方針決定過程への男女共同参画」の基本理念を掲げ、男女共同参画の推進等に取り組んできました。

今後は、第4次プランの基本理念を踏まえ、DVをはじめ、高齢者・障がい者等の社会的弱者に対する虐待等の人権侵害となる様々な暴力を根絶し、全ての人の人権が尊重される社会を形成することに加え、性別や年齢、国籍等にとられず、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮することができる環境をつくることが重要です。

このことから、本計画では、「全ての人々が、多様性を認め、互いを尊重し合い、あらゆる分野で、自らの個性と能力を十分に発揮し輝くことができる社会づくり」を基本理念として掲げ、男女共同参画社会の実現等に向けて取り組んでいきます。

〔基本理念〕

全ての人々が、多様性を認め、互いを尊重し合い、
あらゆる分野で、自らの個性と能力を十分に発揮し輝くことができる社会

9 施策の方向性

基本理念の実現に向け、次の5つの施策の方向性を設定しました。

方向性Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成

全ての人々が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別や年齢、国籍等に関わりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、周知啓発に加え、子どもときから男女平等及び人権尊重の意識を高めていくこと等が重要です。

このため、性別や年齢、国籍等に関わりなく男女平等意識を醸成するため、男女共同参画に係る意識啓発及び教育活動を推進します。

方向性Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援

【あきる野市DV防止基本計画】

配偶者等からの暴力やハラスメント等は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。特に、配偶者等からの暴力は、多くの場合、女性が被害者であり、個人の尊厳を害するだけでなく、男女平等の実現の妨げとなっています。

このため、全ての人々が安心して暮らせる社会を実現するため、「DV防止法」に則り、暴力を受けている人の相談体制や支援を充実させるとともに、虐待やハラスメント等、様々な暴力の防止に向け、取組を進めます。

方向性Ⅲ 職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進

【あきる野市女性活躍推進計画】

「女性活躍推進法」に則り、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての人の意思が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、女性の就労支援等の取組を進めます。

また、全ての人々が持てる能力を十分に発揮できる機会や待遇が確保され、職業生活と家庭生活や地域生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図るとともに、育児や介護支援等の取組を進めます。

方向性Ⅳ 生涯を通じた健康支援

男女が、互いにその身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生涯にわたり健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に当たり、重要な事項の一つです。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女で異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があるため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点が特に重要となります。

このため、全ての人々が各自のライフステージにおいて、心身ともに健康な生活を送ることができる社会を目指し、意識啓発、検診の充実等の取組を進めていきます。

方向性Ⅴ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、職業生活、家庭生活だけでなく、あらゆる分野において、女性が政策決定や意思決定過程に参画できる環境づくりを進め、方針決定に当たり女性の意見等が反映されることが重要です。

このため、制度・慣行等にとらわれず全ての人々が安心して暮らせる社会の実現に向け、政策・方針決定の場や防災分野における女性の参画拡大に取り組めます。

10 施策の体系

【方向性】	【施策分野】	【施策】
I 男女共同参画社会に 向けた意識形成	1 男女共同参画に関する 意識の醸成	1 男女共同参画に係る意識啓発の推進 2 多様性や多文化共生への理解の促進
	2 男女共同参画に関する 教育の推進	1 学校における人権・男女平等に関する 教育の推進
	3 連携・協働による男女 共同参画の推進	1 市民との協働による施策の推進
II 配偶者等からの暴力の 根絶と被害者支援 【あきる野市DV防止 基本計画】	1 配偶者等からの暴力の 根絶	1 配偶者等からの暴力に関する周知啓発 2 若年層に対する予防啓発の実施
	2 配偶者等からの暴力に よる被害者の支援	1 配偶者等からの暴力に関する相談体制の 充実 2 被害者の自立支援の推進 3 関係機関との連携
	3 様々な暴力の防止のため の啓発及び相談支援	1 虐待等への相談支援及び防止の啓発 2 ハラスメント防止のための意識啓発
III 職業生活における 女性の活躍及び ワーク・ライフ・ バランスの推進 【あきる野市女性活躍 推進計画】	1 職業生活における女性 の活躍の推進	1 男女の雇用機会と待遇の均等確保 2 女性等の能力発揮と職業能力開発の支援
	2 ワーク・ライフ・ バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識 啓発 2 子育て支援による家庭生活との両立 3 介護支援による家庭生活との両立
IV 生涯を通じた健康支援	1 リプロダクティブ・ ヘルス/ライツ*の推進	1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関 する意識啓発 2 妊娠・出産に対する支援
	2 性差に応じた健康支援	1 健康に関する周知啓発 2 予防や早期発見のための事業の実施
V あらゆる分野における 男女共同参画の推進	1 あらゆる分野での女性 の参画拡大	1 政策・方針決定の場における男女共同参 画の推進 2 防災活動における男女共同参画の推進

第2章 計画の内容

方向性Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成

方向性Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援

方向性Ⅲ 職業生活における女性の活躍及び

ワーク・ライフ・バランスの推進

方向性Ⅳ 生涯を通じた健康支援

方向性Ⅴ あらゆる分野における男女共同参画の推進

方向性Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成

施策分野1 男女共同参画に関する意識の醸成

一人一人が人権を尊重し、性別や年齢、国籍等に関わりなく、多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画に関する理解を深めることが重要です。

このため、男女共同参画社会、多様性や多文化共生社会の実現に向け、男女共同参画に関する情報提供や、性的マイノリティ*に対する正しい理解の促進、国籍、文化等が異なる方々との相互理解の促進に関する取組を進めます。

施策1 男女共同参画に係る意識啓発の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に係る情報提供や講座の実施等により、意識啓発に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
1	男女共同参画に関する意識啓発活動の推進	男女共同参画推進に向けた国や東京都、市の政策や取組等の情報提供を行い、男女共同参画の意識啓発を図る。	企画政策課
2	男女平等の視点に立った各種講座等の充実	男女平等の視点に立った各種講座等の充実を図る。	生涯学習推進課
3	女と男のライフフォーラムの実施	公募による実行委員会を組織し、委員が互いに理解を深め合いながら交流する中で、市民参画による男女共同参画意識啓発のためのフォーラムを実施する。	生涯学習推進課

施策2 多様性や多文化共生への理解の促進

LGBT等の性的マイノリティに関する正しい理解の促進や、国際理解を深めるための周知啓発等を行うとともに、多様性を認め合う社会及び多文化共生社会の実現に向けて、人権等に関する相談の実施、多言語翻訳機による外国人支援等の取組を進めます。

No	事業名	事業内容	担当課
4	性の多様性や多文化共生に関する周知啓発	性的マイノリティを含む多様な性に関する理解や国際理解のための周知啓発を行う。	企画政策課
5	人権等に関する相談の実施	人権問題や家庭での悩みごとなど、人権相談を実施する。また、性的マイノリティに関する相談があった場合には、東京都などの専門の相談機関につなげ、対応する。	市民課

No	事業名	事業内容	担当課
6	多言語翻訳機の利用による窓口における支援	日本語以外を母国語とする外国人等に対し、行政手続等を円滑に行えるよう、多言語翻訳機の利用促進を図る。	市民課

施策分野2 男女共同参画に関する教育の推進

男女共同参画社会の実現を図るためには、性別・年代に関わりなく、家庭や地域において、子どものときから男女平等及び人権尊重の意識を高めていくことが重要です。

このため、学校や地域における学習機会の提供など、男女共同参画に関する教育活動を推進します。

施策1 学校における人権・男女平等に関する教育の推進

男女共同参画社会を実現するため、学校教育等において様々な機会を捉え、人権・男女平等意識を高める教育に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
7	学校における人権教育の推進	各学校において人権教育全体計画と年間指導計画を作成し、各教科や特別の教科である道徳、特別活動等を通して人権教育の充実を図る。	指導室
8	人権教育推進のための指導の充実	人権教育推進委員会において、研修や情報交換等を通して、指導の充実を図る。	指導室
9	道徳教育の充実	学校、家庭、地域が連携し、児童・生徒の豊かな心を育むことを目的に実施する道徳教育の充実を図る。	指導室
10	人権等に関する教職員の理解促進	人権や男女平等等に関する理解促進のため、国や東京都からの情報を各学校に提供し、教職員の理解を促す。	指導室

施策分野3 連携・協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた意識を効果的に醸成するためには、市民との協働による取組が不可欠です。

このため、市民の連携、協働により男女共同参画に関する事業を実施します。

施策1 市民との協働による施策の推進

市民との協働により、男女共同参画プランの進捗状況の評価やフォーラムの実施などに取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
11	男女共同参画推進市民会議との協働による事業の推進	男女共同参画プランの進捗状況を評価し、計画の推進方法等について検討する。	企画政策課
3	女と男のライフフォーラムの実施 (再掲)	公募による実行委員会を組織し、委員が互いに理解を深め合いながら交流する中で、市民参画による男女共同参画意識啓発のためのフォーラムを実施する。	生涯学習推進課

方向性Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援

【あきる野市DV防止基本計画】

施策分野1 配偶者等からの暴力の根絶

配偶者等からの暴力は、殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、暴言を浴びせる、長期間無視する等の心理的攻撃、生活費を渡さない等の経済的圧迫、性的暴力等、多岐に渡り、いずれも被害者の心身に有害な影響を及ぼします。

全ての人々が互いの人権を尊重し、安心して暮らせるよう、配偶者等からの暴力の防止に向け、周知啓発や相談体制の充実等の取組を進めます。

施策1 配偶者等からの暴力に関する周知啓発

配偶者等からの暴力の防止のため、周知啓発や相談窓口等の周知を行うとともに、学校教育等における人権教育を通じて、配偶者等からの暴力が重大な人権侵害であることについて、理解の促進を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課
12	「DV防止法」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」等に関する周知啓発	市ホームページやDV周知啓発カード等を活用し、DV防止法やストーカー規制法に関する情報及び相談窓口等の周知啓発を行う。	子ども家庭支援センター
		市ホームページやポスター等を活用し、DV防止法やストーカー規制法等の周知啓発を行う。	企画政策課
10	人権等に関する教職員の理解促進（再掲）	人権や男女平等等に関する理解促進のため、国や東京都からの情報を各学校に提供し、教職員の理解を促す。	指導室

施策2 若年層に対する予防啓発の実施

若年層が性犯罪・性暴力に巻き込まれないよう、予防啓発や相談窓口の周知を行います。

No	事業名	事業内容	担当課
13	若年層の性暴力被害予防に関する周知啓発	市ホームページやパンフレット等を活用し、被害の予防啓発や相談窓口の周知啓発を行う。	企画政策課

施策分野2 配偶者等からの暴力による被害者の支援

配偶者等からの暴力は、被害者の生命身体の安全に直結する問題であり、被害者の迅速な安全確保を行うことが必要です。

このため、相談体制を充実させ、関係機関との連携により、被害者の安全を確保するとともに、自立に向け必要な支援を行います。

施策1 配偶者等からの暴力に関する相談体制等の充実

配偶者等からの暴力を受けた際に、相談がしやすい体制や母子等を保護する体制を充実させます。

No	事業名	事業内容	担当課
14	女性相談、母子・父子相談の実施	社会的、経済的に不安定な状況に置かれている母子・父子家庭や女性に対し、相談員による自立に必要な援助や指導等の相談を行う。	子ども家庭支援センター
15	母子等緊急一時保護の充実	被害を受けた母子等の身の安全を確保する緊急一時保護の充実を図る。	子ども家庭支援センター

施策2 被害者の自立支援の推進

配偶者等からの暴力を受けた被害者が早期に自立できるよう、関係機関と連携し、自立に向けた支援を行います。

No	事業名	事業内容	担当課
16	被害者の自立支援の推進	被害者が落ち着いた生活を取り戻せるように、関係機関等と連携を図り、自立に向けた様々な支援を行う。	子ども家庭支援センター

施策3 関係機関との連携

配偶者等からの暴力を受けた被害者への適切な対応や円滑な支援を行うため、庁内関係部署における連携体制を維持します。

No	事業名	事業内容	担当課
17	庁内の関係部署による連絡会の運営	庁内の関係部署による連絡会を運営し、市内における配偶者等からの暴力などに関する情報の共有及び連携を図る。	企画政策課・子ども家庭支援センター

施策分野3 様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援

配偶者等からの暴力に限らず、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、ストーカー行為、性暴力、虐待など、人権侵害となりうる様々な暴力の防止に向け、周知を行い、防止のための啓発及び相談支援を行います。

施策1 虐待等への相談支援及び防止の啓発

障がい者虐待や高齢者虐待の防止に向けて、法令や相談窓口の周知啓発等に取り組みます。また、将来的に虐待防止につながる若年層の健全育成に向け、非行防止のパトロール等の取組を進めます。

No	事業名	事業内容	担当課
18	障害者虐待防止法の周知啓発	広報紙や市ホームページ、市窓口等における広報に加え、関係機関との研修等を通して、障害者虐待防止法の周知啓発を行う。	障がい者支援課
19	高齢者虐待防止法の周知啓発	市及び地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待に関する相談窓口の周知啓発を行う。	高齢者支援課
20	障害者虐待防止センターの運営	障がい者虐待を未然に防ぐとともに、発見時の迅速かつ適切な対応を図るため、24時間対応を行う「障害者虐待防止センター」を運営し、障がい者及び養護者の支援体制を強化する。	障がい者支援課
21	青少年健全育成活動の充実	非行防止のパトロールや不健全図書類に関する店舗立ち入り調査などの活動を通じて、青少年の健全育成を図る。	生涯学習推進課

施策2 ハラスメント防止のための意識啓発

セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント等のハラスメントを防止するため、市民のみならず、市内事業所等に対する意識啓発に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
22	男女共同参画の視点からのハラスメント防止のための啓発	ハラスメントの防止及び性犯罪の撲滅に向け、市ホームページやパンフレット等を活用し、意識啓発を図る。	企画政策課
		ハラスメント防止に向け、市内事業所に対して周知啓発を行う。	商工振興課
		ハラスメント防止のため、職員に対し、研修等の充実を図る。	職員課

方向性Ⅲ 職業生活における女性の活躍及び ワーク・ライフ・バランスの推進

【あきる野市女性活躍推進計画】

施策分野1 職業生活における女性の活躍の推進

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の改正などにより、男女が性別により差別されることなく、その個性と能力を十分に発揮できる雇用環境へと改善が進められています。しかしながら、依然として、従来の固定的な性別役割分担意識により、希望する働き方の選択肢は限られています。

このため、女性活躍推進法に則り、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性がその能力等を発揮できるよう、雇用環境の改善に向けた情報提供、就労支援等に取り組みます。

施策1 男女の雇用機会と待遇の均等確保

男女が職場においてその個性や能力を十分に発揮できるよう、雇用環境の改善に向けた情報提供、労働相談、小・中学生が様々な職業に触れる機会の創出等に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
23	育児・介護休業制度の普及啓発	市内事業所に向け、育児・介護休業制度の普及啓発を図る。	商工振興課
		職員に対し、育児・介護休業制度の普及啓発を図る。	職員課
24	パートタイム労働等に関する情報収集及び提供	パートタイム労働等の労働条件向上のため、情報収集及び提供を行う。	商工振興課
25	労働相談の実施	市民相談の一環として、労働に関する法や制度等の相談を実施する。	市民課
		労働相談を実施する。	商工振興課
26	啓発活動の推進	商工業等の自営業における女性の労働条件等の改善を図るため、情報提供を行う。	商工振興課
		女性就農者の確保に向けて、農業における女性の労働条件等の改善のため、情報提供を行う。	農林課
27	個にとって望ましい勤労観・職業観を育む教育の充実	学校教育において、自己の生き方を考える指導を推進し、個に応じた望ましい進路選択ができる能力の向上を図る。	指導室

No	事業名	事業内容	担当課
28	様々な職業に触れる 機会の創出	学校教育において、最先端の技術を有する市内事業所の見学など、様々な職業に触れる機会の創出に取り組む。	指導室
29	あきる野市特定事業 主行動計画の推進	あきる野市特定事業主行動計画を推進するとともに、推進状況を公表する。	職員課

施策2 女性等の能力発揮と職業能力開発の支援

女性等の就職や再就職、起業等について、能力開発の支援や情報提供に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
30	就労の際に役立つ技能や技術の習得のための情報収集及び提供	就労の際に役立つ技能や技術の習得のための情報収集及び提供を行う。	商工振興課
31	子育て中の女性の再就職支援の実施	就労意欲を持つ子育て中の女性に対し、ワーキングセミナーを開催することや再就職に関する情報を提供する。	商工振興課
32	起業に関する支援	女性の起業活動を支援する。	商工振興課
33	空き店舗活用の支援	起業を目指す女性を支援するため、空き店舗等の情報提供を行い、活用促進を図る。	商工振興課
34	ひとり親家庭への自立支援給付費の支給	ひとり親家庭の親の就業の際に、職業スキルの向上等、主体的な能力開発を支援する。	子ども家庭支援センター
35	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実	ひとり親家庭の親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する。	子ども家庭支援センター

施策分野2 ワーク・ライフ・バランスの推進

男性も女性も、一人一人が、やりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域生活などの様々な場や各自のライフステージにおいて、多様な生き方が選択・実現できる環境を整備していくことが求められています。

このため、「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動などの「生活」との調和がとれ、双方が充実しているワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、意識啓発や子育て・介護支援等の取組を進めていきます。

施策1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、意識啓発に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
36	ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発	国や東京都と連携し、市ホームページ等の活用により、市民等に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。	企画政策課
		市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。	商工振興課
		職員に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。	職員課
37	ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定及び周知	ワーク・ライフ・バランスの啓発に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む市内事業所を認定するとともに、広報紙等でその取組内容を周知する。	企画政策課
		ワーク・ライフ・バランスの啓発に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所として認定された事業所について、あきる野商工会を通じてその取組内容を周知する。	商工振興課

施策2 子育て支援による家庭生活との両立

男女がともに育児と家庭、仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実に努めるとともに、地域全体で子育てを支える仕組みづくりに取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
38	子育て支援に関する情報の発信	市ホームページ、メール配信サービス等の活用により、子育てに関する情報の発信を行う。	子ども政策課
35	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実（再掲）	ひとり親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する。	子ども家庭支援センター
39	子育てグループ等への活動支援	地域の子育てグループ（子育てサークル）に関する情報を把握し、情報提供に取り組むとともに、情報交換のために連絡会や交流会等の機会を設ける。	子ども家庭支援センター

No	事業名	事業内容	担当課
40	ファミリー・サポート・センターの運営	地域で育児等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織であるファミリー・サポートセンターを運営する。	子ども家庭支援センター
41	乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業の実施	保護者が疾病等の社会的理由により、一時的に養育が困難となったときやリフレッシュしたいときに利用できる乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業を実施する。	子ども家庭支援センター
		保護者が疾病等の社会的理由により、一時的に養育が困難となったときやリフレッシュしたいときに利用できる乳幼児一時預かり事業を実施する。	保育課
42	病児・病後児保育の実施	保育所に通所中の児童等が、病気で通所できないときや、病気の回復期にあり、集団保育が困難なときに、施設で一時的に預かる事業を実施する。	子ども家庭支援センター
43	子育て支援のための場の充実	乳幼児を持つ親の交流や育児情報の提供等を行うための場の充実を図る。	子ども家庭支援センター
44	延長保育、幼稚園型一時預かり事業及び休日保育事業の実施	保護者の就労形態の多様化や就労時間等の状況を考慮して、保育園での延長保育、幼稚園での幼稚園型一時預かり事業及び休日保育を実施する。	保育課
45	読書推進事業の充実	働いている保護者も親子で参加できるよう、休日にも実施するなど、事業の充実を図る。	図書館
46	学童クラブの充実	男女ともに働き続けることができるよう、学童クラブへの入会や育成時間の延長を実施する。また、受入人数の拡大など、学童クラブの充実を図る。	子ども政策課
47	教育相談体制の充実	特別な支援を要する児童・生徒や悩み・不安を抱えている児童・生徒の保護者への相談体制の充実を図る。	指導室

施策3 介護支援による家庭生活との両立

男女がともに介護と家庭、仕事の両立ができるよう、介護保険サービス等の充実に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
48	介護保険制度等の周知啓発	介護保険制度等の周知啓発を行い、要介護、要支援者への介護サービスの充実を図る。	高齢者支援課
49	介護教室の実施	介護に男女が共同して参加できるよう、家族等を対象に、適切な介護知識・技術を習得してもらうことを目的に、介護教室を実施する。	高齢者支援課
50	相談体制の充実	障がい者相談支援センターにおいて、在宅で障がい者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応する。	障がい者支援課
		地域包括支援センターにおいて、在宅で高齢者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応する。	高齢者支援課

方向性Ⅳ 生涯を通じた健康支援

施策分野1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）は、男女ともに持つ権利であり、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、特に女性における健康上の問題について、理解や支援が求められています。

このため、自らの意思に基づき、自分らしく生きることができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発を行うとともに、妊娠・出産に当たって必要な相談及び支援に取り組みます。

施策1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発

リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、男女が互いに理解するとともに、本人の意思が尊重されるよう正しい知識や情報の啓発に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
51	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発	妊娠や出産について、女性の自己決定権が十分尊重されるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい知識や情報を提供し、男女の意識啓発を図る。	健康課
			企画政策課
52	両親学級の充実	両親学級を開催し、家族に対しても妊婦や乳児の健康管理と正しい知識の普及啓発を図る。	健康課

施策2 妊娠・出産に関する支援

母性保護に向けた環境づくりと啓発活動の推進及び妊産婦に対する保健指導や健康診査の実施等、母子保健事業の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課
53	妊娠・出産に関する健康支援	妊娠経過の確認と妊娠の身体異常の早期発見や健康保持・増進の充実を図る。また、出産後に新生児訪問を実施し、育児に関する悩みや産後の体調などの相談支援を行う。	健康課
54	先天性風しん症候群対策風しん予防接種の実施	風しんによる妊娠中の発病予防や胎児への影響を予防するため、妊娠を希望される方等を対象とした抗体検査を実施し、低抗体者に対して、風しんの予防接種を行う。	健康課

No	事業名	事業内容	担当課
55	育児相談の充実	乳幼児期における子育てに関する相談の充実を図る。	健康課
56	母子健康手帳の交付と面談の実施	妊産婦の健康管理を総合的、定期的に行うことにより、女性自ら母性に対する認識を深めてもらうため、母子健康手帳の交付を行う。また、母子ともに保健指導が受けやすく、気軽に相談できる体制づくりを進めるため、母子健康手帳の交付時に保健師等との面談を実施する。	健康課
57	特定不妊治療費助成事業の実施	医療保険が適用されない高額な特定不妊治療を受ける方に対し、東京都の特定不妊治療費助成に上乘せして医療費の一部を助成する。	健康課
58	産後ケア事業の実施	産後に心身のケアや育児のサポートを必要とする方に対し、安心して子育てができるように産後の支援を行う。	健康課

施策分野2 性差に応じた健康支援

生涯を通じた健康の保持のためには、身体的性差や疾患のり患状況の違い等により、性差に応じた的確な保健・医療を受ける必要があります。

このため、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意し、各自のライフステージにおいて、心身の健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるよう、健康教育の充実や相談体制の整備など、支援策の構築に取り組みます。

施策1 健康に関する周知啓発

男女が生涯にわたり健康な生活が送れるよう、健康支援に関する周知啓発及び相談を実施します。

No	事業名	事業内容	担当課
59	健康に関する情報提供及び意識啓発の推進	健康手帳の交付、健康教育の実施など、健康に関する情報提供や意識啓発を行う。	健康課
60	健康相談の充実	保健相談や栄養相談等、心身の健康に関する健康相談の充実を図る。	健康課

施策2 予防や早期発見のための事業の実施

生涯を通じて健康でいられるよう、病気の予防や早期発見のための事業に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
61	がん検診の充実	がん検診を充実し、がんの早期発見・早期治療を図る。	健康課
62	健（検）診事業の周知啓発	健（検）診事業を受けやすいものになるよう、健診未受診状況などを参考に各年代に合った周知啓発を行う。	健康課

方向性V あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策分野1 あらゆる分野での女性の参画拡大

あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大は、社会に多様性と活力をもたらす、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現のために極めて重要です。

国は、社会のあらゆる分野において、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進めることとし、2030年代には、指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会を目指すこととしています。

このため、市においても、引き続き、審議会や委員会、防災活動等への女性の参画を積極的に推進し、多様な意見が意思決定に反映できるよう取り組んでいきます。

施策1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

多様な意見が市政に反映できるよう委員会等の女性比率の拡大を図るほか、研修等を通じて、市職員における男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
63	委員の女性比率の拡大	市政に女性の意見や視点を反映させるため、各委員会等における女性委員の比率が40%以上となるよう、関係部署に働きかける。	企画政策課
64	男女共同参画に関する職員研修の充実	男女共同参画に関する職員研修の充実を図る。	職員課

施策2 防災活動における男女共同参画の推進

災害の発生または発生しそうなとき、子どもや高齢者、身体が不自由な方など、避難や避難生活に支援が必要な方に対し必要な支援が行えるよう、地域防災計画に男女共同参画の視点を取り入れるとともに、地域防災リーダーへの女性の登用を推進します。

No	事業名	事業内容	担当課
65	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の推進	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の改定と災害対策の推進を図る。	地域防災課
66	女性地域防災リーダーの増員	防災分野に多様な視点を取り入れるため、女性地域防災リーダーの増員を図る。	地域防災課

第3章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の推進方法
- 3 数値目標の設定

1 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて、全庁的に施策に取り組むとともに、市民との協働や関係機関等との連携により、各施策を着実かつ効率的に推進していきます。

(1) 庁内推進体制

男女共同参画の推進に係る施策を総合的に推進するため、市長を本部長とし、副市長及び部長級の職員を部員として構成する「あきる野市男女共同参画推進本部（推進本部）」を設置しています。

推進本部では、男女共同参画に係る施策や計画の推進、策定について総合的な企画・調整を行い、推進本部が中心となって、全庁的な取組を推進します。

(2) 市民との協働

男女共同参画の推進に当たり、市民の意見を反映させるため、市民等の代表から構成する「あきる野市男女共同参画推進市民会議（市民会議）」を設置しています。

市民会議では、男女共同参画プランの施策の進捗状況を男女共同参画の視点から評価を行います。また、男女共同参画プランを策定する際には、市は、市民会議に対しプランに関する意見聴取を行います。

(3) 国、東京都、他自治体及び関係機関との連携

男女共同参画の推進に関する施策は、広範多岐にわたるため、広域での対応が効果的な施策や市単独での対応が困難な施策等については、国や東京都、他自治体、関係機関と連携して推進します。

また、国、東京都の動向や他自治体の取組等の情報収集を行うとともに、他自治体との会議に参加し、意見交換等を行います。

2 計画の推進方法

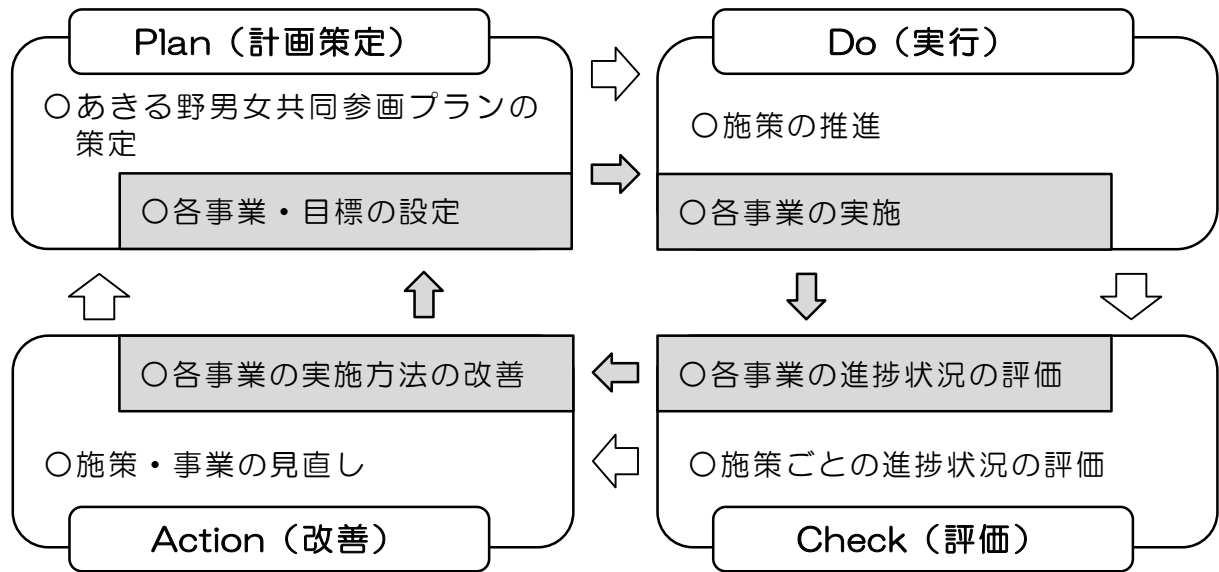
(1) PDCAサイクルによる計画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、計画に定めた施策事業を着実に推進するため、PDCAサイクルに基づく進捗状況の管理を行います。

短期的な進捗状況管理として、毎年度、各事業の進捗状況の評価を行います。第2章に示した66事業について、事業ごとに設定した目標に対する進捗状況の評価を、評価基準（表1、2）に基づき、担当課と市民会議において実施し、必要に応じて事業の実施方法を改善していきます。

本計画の終了年次には、施策分野ごとの目標や各年度の事業の評価結果、推進本部・市民会議の意見、社会状況等を踏まえて、施策や事業の見直しを行い、次期計画に反映します。

PDCA サイクルによる計画の推進



【評価基準】

表 1

事業実施に係る評価基準
S：事業を実施し、目標以上の成果が得られた。 (計画期間中に目標以上の成果が得られる見込みである。)
A：事業を実施し、目標を達成できた。 (計画期間中に目標を達成できる見込みである。)
B：事業を実施したが、目標は達成できておらず、改善が必要である。 (現在のままでは、計画期間中に目標を達成できる見込みがなく、改善が必要である。)
C：事業を実施したが、目標達成には至らなかった。 (計画期間中に目標を達成できない。)
D：事業を実施していない。
F：事業が終了(完了)した。

表 2

男女共同参画の視点からの評価基準
A：このまま事業を実施して欲しい
B：事業方法の改善が必要である
C：事業の抜本的な見直しが必要である
F：評価ができない(事業が未実施、事業が完了・終了)

3 数値目標の設定

(1) 施策分野ごとの目標

施策分野ごとに数値目標を設定しています。

基本目標	施策分野	項目	現 状	目 標
Ⅰ男女共同参画 社会に向けた 意識形成	1 男女共同参画 に関する意識の 醸成	「男女共同参画社会とはどのようなことか」を「知っている」比率 (市民アンケート調査による)	34.0% R2 年度実施	40%
		Ⅲ職業生活における女性の活躍及び ワーク・ライフ・バランスの推進	1 職業生活の場 における女性の 活躍の推進	「職場で男性と女性が平等になっているか」について、「男女平等である」と感じる比率 (市民アンケート調査による)
	2 ワーク・ライフ・ バランスの推進	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「内容を含めて知っている」という比率 (市民アンケート調査による)	31.0% R2 年度実施	35%
		あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業における認定事業所数	4社 R3.10.1 現在	10社
		委員会等における女性の参画率 (1)委員会における女性委員の比率 (2)女性委員が30%以上の委員会等の比率 (3)女性委員がいる委員会等の比率	(1)35.8% (2)42.3% (3)88.5% R3.4.1 現在	(1)40% (2)50% (3)90%
Vあらゆる分野における 男女共同参画の推進	1 あらゆる分野での 女性の参画拡大	あきる野市職員の(1)管理職及び (2)監督職における女性職員の比率	(1)14.0% (2)36.1% R3.4.1 現在	(1)25% (2)35% 以上を維持

(2) 事業ごとの目標

第2章に示した66事業それぞれに設定した目標のうち、数値目標を設定したものをまとめています。

施策分野	施策	事業	現状（R2年度実績 またはR3.4.1現在）	目標
施策の方向性Ⅲ 職業生活における女性の活躍及び ワーク・ライフ・バランスの推進				
1 職業生活における女性の活躍の推進	1 男女の雇用機会と待遇の均等確保	23 育児・介護休業制度の普及啓発（職員課）	(1)男性職員の育児休業取得率 30% (2)女性職員の育児休業取得率 100% (3)男性職員の育児休業(1か月以上)取得率 10%	R8.3.31 までに (1)50% (2)100% (3)25% (※1)
		26 啓発活動の推進（農林課）	女性就農者 0人	R9.3.31 までに 新規女性就農者 1人以上
	2 女性等の能力発揮と職業能力開発の支援	35 ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実（子ども家庭支援センター）	ヘルパー派遣の利用件数 3件(延べ84日)	R7.3.31 までに 3件(延べ200日) (※2)
2 ワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	36 ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発（職員課）	年次有給休暇の平均取得日数 11.9日	R8.3.31 までに 年次有給休暇の平均取得日数 15日以上
		37 ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定及び周知（企画政策課）	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業における認定事業所数 4社	R9.3.31 までに 10社
	2 子育て支援による家庭生活との両立	46 学童クラブの充実（子ども政策課）	学童クラブの待機児童数 89人	R7.3.31 までに 0人 (※2)
	3 介護支援による家庭生活との両立	49 介護教室の実施（高齢者支援課）	(1)介護教室の実施回数 4回 (2)介護教室の参加者 40人	R6.3.31 までに (1)9回 (2)180人 (※3)

施策分野	施策	事業	現状（R2年度実績 または R3.4.1 現在）	目標
施策の方向性Ⅳ 生涯を通じた健康支援				
2 性差に 健康支 援に応 じた	2 予防や早期 発見のため の事業の実 施	61 がん検診の充 実 (健康課)	がん検診の受診率 胃がん 11.3% 大腸がん 30.3% 肺がん 11.1% 乳がん 26.4% 子宮がん 22.0%	R9.3.31 までに がん検診の受診率 を増やす。 (※4)
施策の方向性Ⅴ あらゆる分野における男女共同参画の推進				
1 あらゆる 分野での 女性の 参画 拡大	1 政策・方針 決定の場にお ける男女共同 参画の推進	63 委員の女性比 率の拡大 (企画政策課)	(1)委員会における女性 委員の比率 35.8% (2)女性委員が30%以 上の委員会等の比率 42.3% (3)女性委員がいる委員 会等の比率 88.5%	R9.3.31 までに (1)40% (2)50% (3)90%
	2 防災活動に おける男女共 同参画の推進	66 女性地域防災 リーダーの増員 (地域防災課)	女性防災リーダー 110人	R9.3.31 までに 210人 (30人×7地区)

数値参考

- ※1 あきる野市特定事業主行動計画(令和3年3月)
- ※2 あきる野市子ども・子育て支援総合計画(令和2年3月)
- ※3 第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年3月)
- ※4 めざせあきる野健康21(平成30年3月)

資 料

- 1 用語解説
- 2 計画策定までの経過
- 3 男女共同参画社会基本法
- 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章
- 7 あきる野市男女共同参画推進市民会議
- 8 あきる野市男女共同参画推進本部設置要綱
- 9 あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業実施要綱
- 10 国際婦人年以降の国内外の動き

1 用語解説

用語	ページ	内容
M字曲線	14	日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。
性的マイノリティ	21	性的指向が同性に向く人もしくは両性に向く人や、生物学的な性と性自認が一致しない人などを表す言葉。セクシュアル・マイノリティやLGBTとも。
Society 5.0	7	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。
PDCAサイクル	37	PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	19	平成6（1994）年の国際人口/開発会議の「行動計画」によって提唱され、平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において「女性の権利」として位置づけられた。リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、人々が安全で満ち足りた性生活を営み、生殖能力をもち、妊娠出産に関する自己決定権をもつことを意味する。リプロダクティブ・ライツとは、こうした「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」であり、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利」とされている。（カイロ国際人口開発会議（1994年）「行動計画 第7章 リプロダクティブ・ライツとリプロダクティブ・ヘルス」）

2 計画策定までの経過

(1) 会議等の開催状況

開催日	会議名等	内容
令和3年 (2021年) 5月14日	あきる野市男女共同参画 推進本部	<ul style="list-style-type: none"> 第5次あきる野男女共同参画プランの策定方針等について 第5次あきる野男女共同参画プランの策定スケジュールについて
5月31日 (書面開催)	あきる野市男女共同参画 推進市民会議	<ul style="list-style-type: none"> 第5次あきる野男女共同参画プランの策定方針について 策定スケジュールについて
8月4日 (書面開催)	あきる野市男女共同参画 推進市民会議	<ul style="list-style-type: none"> 第5次あきる野男女共同参画プラン骨子(案)について
9月22日	あきる野市男女共同参画 推進本部	<ul style="list-style-type: none"> 第5次あきる野男女共同参画プラン骨子(案)について
10月22日	アドバイザーとの打合せ	<ul style="list-style-type: none"> 第5次あきる野男女共同参画プラン骨子(案)について
10月27日	あきる野市男女共同参画 推進市民会議	<ul style="list-style-type: none"> 第5次あきる野男女共同参画プラン(案)の確認について
11月10日	あきる野市男女共同参画 推進本部	<ul style="list-style-type: none"> 第5次あきる野男女共同参画プラン(案)について
12月7日	令和3年あきる野市議会 第2回 定例会 12月定例会議 常任委員会(総務委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 第5次あきる野男女共同参画プラン(案)について
令和4年 (2022年) 3月3日	アドバイザーとの打合せ	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの意見について 第5次あきる野男女共同参画プランの確認について
3月4日	あきる野市男女共同参画 推進市民会議	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの意見について 第5次あきる野男女共同参画プランの確認について
3月 (調整中)	あきる野市男女共同参画 推進本部	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの意見について 第5次あきる野男女共同参画プランの確認について

(2) パブリックコメントの実施結果

意見の募集期間	令和4年(2022年)1月15日~2月4日
意見の件数	29件
意見提出者数	6人

(3) 第5次あきる野男女共同参画プラン策定に係るアドバイザー

所属	氏名
明星大学 人文学部 人間社会学科	本多 真隆 准教授

3 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七八号
最終改正 平成十一年十二月二十二日法律第六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置

を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査

研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号
最終改正 令和元年六月二十六日同第四十六号

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）

第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章 保護命令（第十条一第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条一第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

ならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当

該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的差しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的差恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要がある

と認めるに足りる申立ての時における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合

について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日法律第六十四号
最終改正：令和元年六月五日同第二四号

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本

方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事

業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
 - 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十七条** 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
- （一般事業主に対する国の援助）
- 第十八条** 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十九条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この

場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外におけ

る女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
 - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定
公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第

二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

平成19年12月18日

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかねばならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を發揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・ 安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・ 仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・ 仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを

現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

（明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につながることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

（企業と働く者）

（1）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

（2）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

（3）国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

（4）仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

7 あきる野市男女共同参画推進市民会議

(1) あきる野市男女共同参画推進市民会議設置要綱

平成11年2月22日通達第23号
最終改正 令和2年3月13日通達第10号

(目的及び設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指し、あきる野市男女共同参画計画を市民と協働し、円滑に推進するため、あきる野市男女共同参画推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) あきる野市男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画関係施策に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 市民会議は、市長が委嘱する委員10人以内とし、あきる野市の区域内に住所を有する者又は勤務する者をもって組織する。

2 前項の場合において、3人以内の委員については、公募を行い、その応募者の中から選考することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(謝礼)

第5条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

第6条 市民会議に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員職務)

第7条 会長は、市民会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 市民会議は、必要の都度、会議を開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(傍聴)

第10条 会議を傍聴しようとする者は、会長の許可を得なければならない。

2 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

3 会長は、傍聴人が会議の秩序を乱し、若しくは妨げとなるような行為をするとき、又は指示した事項に従わないときは、退場を命ずることができる。

(庶務)

第11条 市民会議の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

附 則

1 この要綱は、平成11年3月1日から施行する。

2 あきる野市女性行動計画策定推進委員会設置要綱（平成8年あきる野市通達第51号）は、廃止する。

附 則（平成18年通達第12号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年通達第24号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年通達第10号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(2) あきる野市男女共同参画推進市民会議委員名簿

任期 令和2年（2020年）10月1日から
令和4年（2022年）9月30日まで

役職	氏名
会長	高岸 綾子
副会長	渡邊 翔
委員	加藤 めぐみ
委員	佐野 正克
委員	武田 綾
委員	藤井 敦

8 あきる野市男女共同参画推進本部設置要綱

平成11年2月22日通達第22号
最終改正 平成20年3月28日通達第24号

(目的及び設置)

第1条 男女共同参画社会の実現をめざし、あきる野市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画関係施策の総合的な推進を図るため、あきる野市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) あきる野市男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画関係施策の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画関係施策に関すること。

(組織等)

第3条 推進本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長 市長
 - (2) 副本部長 副市長
 - (3) 本部員 教育長及び部長級の職員
- 2 本部長は、推進本部を代表し、総括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部は、必要の都度開催するものとし、本部長が招集する。

- 2 会議の議長は、本部長をもって充てる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 第2条に規定する事項の調査及び検討を行うため、推進本部の下に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、前項の調査及び検討の結果を推進本部に報告しなければならない。

(幹事会の組織等)

第6条 幹事会は、市長が任命する職員（以下「幹事」という。）をもって組織する。

- 2 幹事の数及び人員は、本部長が定める。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、それぞれ幹事の中から互選する。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会の下に実務担当者会を設置することができる。
- 6 幹事会及び実務担当者会に関する事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部、幹事会及び実務担当者会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年3月1日から施行する。
- 2 あきる野市女性行動計画検討委員会設置要綱（平成10年あきる野市通達第7号）は、廃止する。

附 則（平成12年通達第17号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年通達第23号）

この要綱は、平成13年5月7日から施行する。

附 則（平成17年通達第13号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年通達第12号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年通達第14号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に在職する収入役については、その者が在職する期間に限り、この要綱による改正後のあきる野市職員の退職勧奨に関する要綱、あきる野市男女共同参画推進本部設置要綱、あきる野市行政評価推進本部設置要綱、あきる野市IT推進本部設置要綱、あきる野市環境基本計画策定本部設置要綱、あきる野市生涯学習推進本部設置要綱及びあきる野市行政改革推進本部設置要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年通達第24号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

9 あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所

認定事業実施要綱

平成29年3月27日通達第7号

(目的)

第1条 この要綱は、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所をあきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所（以下「推進事業所」という。）として認定し、推進事業所及びその取組内容を広く紹介することにより、市内におけるワーク・ライフ・バランスの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ワーク・ライフ・バランス 市民一人一人がやりがい、充実感等を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択でき、及び実現できるよう、仕事と生活の調和を図ることをいう。

(2) 事業所 市内に本社、支社、支店、営業所等が有り、事業活動（非営利的な活動を含む。）を行うものをいう。

(対象)

第3条 推進事業所の認定を受けることができる事業所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。

(1) 仕事と生活の調和を図るための取組を行い、その取組について従業員等による利用実績があること。

(2) 男女がともに働きやすい職場を実現するための取組を行い、その取組について従業員等による利用実績があること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業所の取組により、ワーク・ライフ・バランスが推進されていると市長が認める事業所であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業所は、対象としない。

(1) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業所

(2) あきる野市暴力団排除条例（平成24年あきる野市条例第1号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者と関係を有する事業所

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業所

(認定申請)

第4条 推進事業所の認定を受けようとする事業所（以下「申請者」という。）は、あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(認定の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、認定することに決定したときは、あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、認定証を当該申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、認定しないことに決定したときは、あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定審査結果通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(認定証の表示等)

第6条 推進事業所は、認定証を事業所に表示することができるほか、その画像をパンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法により行う映像その他の広告に使用できるものとする。

(公表)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により認定をした推進事業所の名称、その取組内容等について、広報その他の方法により公表するものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、推進事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、推進事業所の認定を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項各号の基準を満たさなくなったとき。

(2) 事業を廃止し、又は休止したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により推進事業所の認定を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により推進事業所の認定を取り消すときは、当該推進事業所に対し、当該

認定を取り消す理由を通知するものとする。

- 3 第1項の規定により推進事業所の認定を取り消された事業所は、第6条の規定による認定証の表示及びその画像の使用をしてはならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

略

様式第2号（第5条関係）

略

様式第3号（第5条関係）

略

10 国際婦人年以降の国内外の動き

世界の動き	年	日本の動き
国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	1975(昭和50年) 国際婦人年	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催
	1977(昭和52年)	「国内行動計画」策定 「国立女性教育会館」設置
国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	1979(昭和54年)	
「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	1980(昭和55年)	
	1981(昭和56年)	「国内行動計画後期重点目標」策定
	1984(昭和59年)	「国籍法」の改正
「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1985(昭和60年)	「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准
	1986(昭和61年)	婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催
	1987(昭和62年)	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
	1988(昭和63年)	女子差別撤廃条約実施状況第1回報告審議
国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	1990(平成2年)	
	1991(平成3年)	「育児休業法」の公布
世界人権会議（ウィーン）、女性に対する暴力撤廃宣言	1993(平成5年)	「パートタイム労働法」の公布
国際人口開発会議（カイロ）行動計画採択	1994(平成6年)	男女共同参画室・男女共同参画審議会（政令） ・男女共同参画推進本部設置 女子差別撤廃条約実施状況第2回及び第3回報告審議
第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	1995(平成7年)	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）
	1996(平成8年)	男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画2000年プラン」策定
	1997(平成9年)	男女共同参画審議会設置（法律） 「介護保険法」公布
	1999(平成11年)	「男女共同参画社会基本法」公布、施行
国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） ミレニアム開発目標（MDGs）設定（目標3：ジェンダー平等推進と女性の地位向上） 「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択	2000(平成12年)	「男女共同参画基本計画」閣議決定
	2001(平成13年)	男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間（以降、毎年実施） 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定
	2003(平成15年)	「女性のチャレンジ支援策の推進について」 男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議 「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行

世界の動き	年	日本の動き
	2004(平成16年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正
国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	2005(平成17年)	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
	2006(平成18年)	「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定
	2007(平成19年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「パートタイム労働法」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
	2009(平成21年)	「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議
国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク） 国連グローバル・コンパクト（UNGC）とUN IFEM（元UN Women）が女性のエンパワーメント原則（WEPs）を共同で作成	2010(平成22年)	APEC第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合（東京開催） 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定
UN Women正式発足	2011(平成23年)	
第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	2012(平成24年)	
	2013(平成25年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年1月施行）
第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	2014(平成26年)	「パートタイム労働法」改正 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW! Tokyo2014）開催（以降、毎年開催）
国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）） 第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 UN Women日本事務所開設 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択（目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う）	2015(平成27年)	「女性活躍加速のための重点方針2015」策定（以降、毎年策定） 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布（翌年、全面施行） 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 安保理決議1325号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定
	2016(平成28年)	女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意
	2017(平成29年)	刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）
	2018(平成30年)	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 「セクシャル・ハラスメント対策の強化について ～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定
G20大阪首脳宣言	2019(平成31年、令和元年)	女性活躍推進法改正
国連「北京+25」記念会合（第64回国連女性の地位委員会（ニューヨーク））	2020(令和2年)	

あきる野市男女共同参画計画

第5次あきる野市男女共同参画プラン

令和4年（2022年）3月発行

発行 東京都あきる野市

編集 あきる野市企画政策部企画政策課

東京都あきる野市二宮 350

電話番号 042-558-1111（代）